

**道の駅いぶすき整備・管理運営事業
基本協定書（案）**

令和 8 年 2 月

指宿市

道の駅いぶすき整備・管理運営事業基本協定書（案）

指宿市（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）は、道の駅いぶすき整備・管理運営事業における公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下「法」という。）及び指宿市都市公園条例（以下「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、「道の駅いぶすき整備・管理運営事業公募設置等指針」（以下「公募設置等指針」という。）を受けて、乙が提案した「道の駅いぶすき整備・管理運営事業における公募設置等計画（以下「公募設置等計画」という。）」に基づき、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定関係書類とは、基本協定書、公募設置等指針、公募設置等計画及び設計図書をいう。
- (2) 公募設置等指針とは、甲が発表した公募設置等指針及び質問回答書の書類をいう。
- (3) 公募設置等計画とは、乙が公募設置等指針に基づき、甲に提出した一切の書類をいう。
- (4) 公募対象公園施設とは、乙が公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する収益施設及び当該施設に付帯する設備、その他の施設をいう。
- (5) 特定公園施設とは、乙が公募設置等計画に基づき建設し、市へ譲渡後、乙が管理運営する公園施設をいう。
- (6) 利便増進施設とは、乙が公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する看板・広告塔又は自転車駐車場をいう。
- (7) 設置許可とは、甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内に公園施設を設置することを認め、与える許可をいう。
- (8) 管理許可とは、甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内の公園施設を管理することを認め、与える許可をいう。
- (9) 設置管理許可とは、甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、与える許可の総称をいう。
- (10) 特定公園施設譲渡契約とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設の譲渡に関する契約をいう。

（事業区域、事業内容及び手続き等）

第3条 乙は、指宿市小牧に位置する道の駅いぶすきにおいて、公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び関係機関等との協議を経て内容を確定

し、業務を行うものとする。なお、本協定書の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 公募対象公園施設の設置業務及び管理運営業務
- (2) 特定公園施設の設計業務、建設業務、譲渡業務、管理運営業務
- (3) 利便増進施設の設置業務及び管理運営業務（提案があった場合）

2 本事業の実施に際し、乙は、次表に定める業務を分担する。

業務名	担当（代表法人／構成法人／その他）
公募対象公園施設の設置・所有	
公募対象公園施設の管理運営	
公募対象公園施設の整備工事業務	
特定公園施設の設置及び譲渡	
特定公園施設の管理運営	
特定公園施設の整備工事業務	
公園全体の設計業務	
公募対象公園施設（建築物）の設計業務	
公募対象公園施設の解体・原状回復業務	
利便増進施設の設置・所有（提案があった場合）	
利便増進施設の管理運営（提案があった場合）	

3 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容	業務着手前に必要な手続き
公募対象公園施設の設置業務及び管理運営業務	公募対象公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾
	公募対象公園施設の設置許可の取得
特定公園施設の設計業務	—
特定公園施設の建設業務	特定公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾
	特定公園施設の工事期間中の設置許可
	特定公園施設の譲渡契約の締結
特定公園施設の譲渡業務	—
特定公園施設の管理運営業務	—
利便増進施設の設置及び管理運営業務	利便増進施設の占用許可の取得

（協定期間と認定有効期間）

第4条 本協定の事業期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から第59条に規定する原状回復が完了するまでとする。

2 本協定の法第5条の5第1項に基づき認定する公募設置等計画の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、公募対象公園施設の工事着手日から20年間とする。

3 前2項の協定期間及び認定有効期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 設置許可及び管理許可が取り消された場合
- (2) 設置許可及び管理許可を更新しない場合
- (3) 事業を途中で中止する場合

（公租公課）

第5条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

(公募対象公園施設に係る経費及び財産権)

第6条 公募対象公園施設の設置業務に係る全ての費用及び手数料等の一切の経費は、乙が負担する。

2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

(設計)

第7条 乙は、本協定締結日から速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を得なければならない。

3 設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。

4 乙は、施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 甲は、施設の設計の状況について、隨時、乙から報告を求めることができる。

(設計の変更)

第8条 甲は、第7条第2項の設計図書を確認し、公募設置等指針及び公募設置等計画との不整合又は関係法令等への抵触等の合理的な理由に基づき、当該設計図書に変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

2 前項の規定により設計図書を変更する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

(工事責任者の設置)

第9条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(工事)

第10条 乙は、第7条に規定する設計図書の承諾を得た上で、令和9年4月1日以降、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

2 乙は、第7条に規定する設計図書に基づき、公募対象公園施設整備工事を行うものとする。

3 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、公募対象公園施設の詳細図面、事業内容を記載した事業計画書（以下「公募対象公園施設事業計画書」という。）を甲に提出し、承諾を得なければならない。

4 甲は、提出された公募対象公園施設事業計画書を審査し、本協定の趣旨に合致している場合、承諾するものとする。

5 乙は、工事着手日の1週間前までに、工事着手日、工事完成予定日及び営業開始予定日を定めた工程表を書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

6 工事実施にあたり、必要な調査や関係法令等に係る手続きは、乙の負担とする。

7 乙は、工事の一部を下請に付する場合は、指宿市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めなければならない。

(保険)

第11条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の承認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第12条 甲は、公募対象公園施設の整備状況等、甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(乙による完成検査)

第13条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、公募対象公園施設の完成検査の日程を事前に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対し、公募対象公園施設の工事完了予定日までに、第1項の規定による完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による是正の要求)

第14条 公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合は、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

(工事期間の変更)

第15条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できない場合は、甲に対して工事期間の変更を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

第17条 乙が、公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

第3章 特定公園施設の設計・整備

(設計)

第18条 乙は、本協定締結日から速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、設計業務を行わなければならない。

3 設計にあたり、必要な調査や関係法令等に係る手続きは、乙の負担とする。

4 乙は、施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 甲は、施設の設計の状況について、隨時、乙から報告を求めることができる。

(設計の変更)

第19条 甲は、第18条に規定する設計図書を確認し、公募設置等指針及び公募設置等計画との不整合、関係法令等への抵触又は、現場条件との不整合等の合理的な理由に基づき、当該設計図書に変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

2 前項の規定により設計図書を変更する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

(工事責任者の設置)

第20条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(工事)

第21条 乙は、第18条に規定する設計図書の承諾を得た上で、令和9年4月1日以降、速やかに特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。

2 乙は、第18条に規定する設計図書に基づき、特定公園施設整備工事を行うものとする。

3 乙は、特定公園施設の工事着手日の1週間前までに、工事着手日及び工事完成予定期日を定めた工事工程表を書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。乙は、当該工事工程表に基づき工事を遂行するものとする。

4 工事実施にあたり、必要な調査や関係法令等に係る手続きは、乙の負担とする。

5 乙は、工事の一部を下請に付する場合は、指宿市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めなければならない。

(保険)

第22条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と工事に係る保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の承認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第23条 甲は、特定公園施設の整備状況等、甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(特許権等の使用)

第24条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(乙による完成検査)

第25条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、特定公園施設の完成検査の日程を事前に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対し、特定公園施設の工事完了予定日までに、第1項の規定による完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による完了検査)

第26条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。完了検査により合格と認められる場合、甲は、乙に対して速やかに合格通知を行う。

2 前項の規定による完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項のは正の完了報告を受けた後、再度、完了検査を実施するものとする。

(工事期間の変更)

第27条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できない場合は、甲に対して工事期間の変更を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施

設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の工事の施工に関して生じた損害（次条又は第31条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第22条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(工事中に第三者に与えた損害)

第30条 乙が、特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

(天災等による損害)

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等による不可抗力（甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないもの）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い同項の損害（第22条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定により損害の状況が確認されたときは、別表1及び別表2に従い、その負担の方法については、甲と乙との間の協議により定めるものとする。

第4章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡し)

第32条 乙は、第26条第1項に規定する完了検査に合格した後、甲に対し、特定公園施設を譲渡するものとする。

2 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、「道の駅いぶすき整備・管理運営事業特定公園施設建設・譲渡契約書」（以下「特定公園施設建設・譲渡契約」という。）を締結するものとする。

3 前項の特定公園施設譲渡契約の内容は、公募設置等計画の提案に基づき、甲と乙が協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第33条 甲は、特定公園施設が協定関係書類の水準に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めてその補修による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、特定公園施設に係る譲渡を受けた日から2年以内に行わなければならない。但し、乙が当該契約不適合を知っていたとき、又は当該契約不適合若しくは損害が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は特定公園施設等に係る譲渡を受けた日から10年以内とする。

3 甲が前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年以内に本条第1項に規定する請求をしたときには、契約不適合責任期間の内に当該請求したものとみなす。

第5章 公募対象公園施設の管理運営

（公募対象公園施設の設置管理許可等手続き）

第34条 乙は、公募対象公園施設の設計業務を完了し、甲の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設の設置許可等の取得等に必要な手続きを行い、許可を取得しなければならない。

2 乙は、前項の許可を取得した上で、令和9年4月1日以降、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

3 乙は、公募対象公園施設供用開始日の1ヶ月前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

(1) 運営計画

- ① 運営方針
- ② 運営形態
- ③ 安全対策（防火・防犯・防災など）
- ④ 環境対策（騒音・振動対策など）

(2) 維持管理計画

- ① 維持管理方針
- ② 清掃など美観の維持
- ③ 建築物、設備等の保守、消防点検等
- ④ 巡視、点検
- ⑤ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応など）

(3) 緊急時の体制及び対応

(4) 職員配置計画

(5) 収支計画

(6) その他、良好な管理運営に関するここと

(7) 事業内容の報告（設置管理許可の更新申請時のみ）

- ① (1)～(6)に関する実施状況
- ② 資金調達計画の実施状況
- ③ 事業計画の実施状況

4 本条の許可の期間は、公募対象公園施設の工事着手日から10年以内とし、当該期間満了前に、乙は、許可の更新の手続きをとるものとする。

5 乙は、公募設置等計画に基づき、本条の許可に係る設置許可使用料（以下「使用料」という。）を甲に支払う。

6 乙は、前項に規定する使用料を、甲が年度ごとに発行する納付通知書等に基づき納付しなければならない。

7 乙による使用料の支払いに遅延があった場合は、甲は、これを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができます。

(維持管理及び運営)

第35条 乙は、前項の規定に基づく許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、関係法令等に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び運営を適切に行うものとする。

(許可の更新)

第36条 乙は、第34条第4項の規定に基づく許可の更新を希望する場合は、許可期間満了の1年前までに、書面により甲に対し当該意向を通知するものとする。甲は、第53条に規定する事業評価等により、乙による公募対象公園施設の管理運営が本協定の趣旨に合致していると判断できる場合は、1回に限り、許可の更新を認めることができるものとする。

2 乙は、関係法令等の変更により甲が許可を更新しない場合、又は第53条に規定する事業評価等により支障があると判断して許可を更新しない場合、甲に保障や損害賠償を請求することはできない。

3 乙は、第4条第2項の認定有効期間満了後も、公募対象公園施設の設置管理許可を更新したい場合は、認定有効期間満了の1年前までに書面により甲に対し当該意向を通知するものとする。甲は、第53条に規定する事業評価等により、乙による公募対象公園施設の管理運営が本協定の趣旨に合致していると判断できる場合は、1回に限り、許可の更新を認めることができるものとする。

(許可の取消し)

第37条 甲は、道の駅いぶすきに関する工事のため、やむを得ない事由が生じた場合及びその他法に定める事由が生じた場合においては、法に定めるところに従い、第31条第1項に基づく許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が、法その他関係法令又は許可条件に違反した場合は、法に定めるところに従い、第34条に基づく許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償を行わないものとする。

第6章 特定公園施設の管理運営

(特定公園施設の管理運営業務)

第38条 乙は、特定公園施設の供用開始日から協定期間終了までの間、協定関係書類（道の駅いぶすき指定管理業務仕様書等）に基づき、特定公園施設の管理運営業務を実施するものとする。

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

(利便増進施設の設置及び管理運営)

第39条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第6条から第17条、第34条から第37条、第59条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」を「利便増進施設」に、「設置管理許可」を「占用許可」に、「設置管理許可申請書」を「占用許可申請書」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」を「利便増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

第40条 乙は、協定期間中、本事業を確實に実行し、善良な管理者としての注意をもつて事業区域を良好に管理しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。

3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(管理運営等)

第41条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら公募対象公園施設及び利便増進施設の維持管理及び運営を行う。

2 乙が甲の所有する特定公園施設を汚損又は破損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。

3 乙が所有する公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等は、乙が行うものとする。

4 乙は、事業区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるように十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第42条 乙は、本事業の実施にあたり、事故又は災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、道の駅いぶすきやその周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。

3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切かつ迅

速な対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 甲は、事故又は災害等の緊急事態が発生した場合、これに対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(行為の制限)

第43条 乙は、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設において、次に定める行為を行うこと又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
- (3) 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) 上記の他、道の駅利用及び公園利用と関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第44条 乙は、本協定に基づく権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、公募対象公園施設の所有権を第三者に譲渡することはできない。
- 3 乙は、公募対象公園施設について、構成団体以外の第三者に譲渡若しくは転貸することはできない。
- 4 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他いかなる権利も主張できない。
- 5 乙は、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある一切の行為をしてはならない。
- 6 本条第1項から第3項は、都市公園法第5条の8に基づき、市の承認を受けて、別の民間事業者に認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を継承する場合を除くものとする。

(第三者の使用)

第45条 乙は、公募対象公園施設を第三者に賃貸する場合、契約内容について事前に甲に確認の上、次の各号に掲げる事項について然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
- (2) 契約期間は、第4条に規定する事業期間とする。
- (3) 賃借人に、本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。
- (4) 甲が許可を取り消した場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。
- (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生じる権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。
- (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。

2 乙は、賃借人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（事業の調査等）

第46条 甲は、必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。

3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならぬ。

（委託の禁止等）

第47条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等の事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならぬ。

3 乙は、前項の規定に基づき委託を行う場合、当該委託先に、本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

（2）応募申込書の受付日から、本協定の締結までの期間に、甲から指名停止を受けている場合

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始がなされ、競争入札の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合

（4）法人住民税を滞納している場合

（5）消費税及び地方消費税を滞納している場合

（6）暴力団又は法人でその役員が暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

第9章 事業実施にあたっての費用区分等

（リスク分担）

第48条 事業期間中の甲乙のリスク分担は、別表のとおりとする。なお、別表に規定するもの以外の事項については、甲乙の協議により決定する。

2 乙は、甲又は第三者によるイベント開催等に伴い、休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に営業補償及び休業補償等を請求することはできない。

(損害賠償等)

第49条 甲が第56条第1項により本協定を解除した場合、又はその他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は、当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第50条 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第51条 甲は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲の責めに帰すことのできない事由によって乙が被った損害については、賠償する責めを負わない。

(契約不適合)

第52条 乙は、本協定締結後、事業区域内で隠れた契約不適合を発見しても、甲に対し、使用料の減免及び損害賠償等を請求することができない。

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

第53条 乙は、第34条第3項に規定した公募対象公園施設管理運営計画書に基づく維持管理・運営状況を記載した「事業報告書」を年度ごとに作成し、毎年度終了後40日以内に甲に提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙の協議により決定する。

2 甲は、事業報告書に基づき、次の各号に掲げる事項について事業評価を行う。

- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。
- (2) 公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理・運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- (3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理・運営が適切に行われていたか。

(事業内容の変更、一時中止等)

第54条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は一時中止する必要がある場合は、乙は、相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。ただし、開業後の事業内容の変更は、原則、第36条の規定に基づく設置管理許可の更新時に行うものとする。

2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。

3 甲は、乙が、本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員による不当要求を受けた場合の報告等)

第55条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合、

速やかに甲に報告するとともに、警察への届け出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届け出を行うよう指導しなければならない。

3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届け出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第11章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第56条 甲は、第53条第2項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合の他、第4条の協定期間にかかるらず、設置管理許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合
 - (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁より営業取消し若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (7) 乙又はその構成員が、暴力団員であることが判明した場合
 - (8) 指定管理者の指定について、指宿市議会において否決された場合
 - (9) 本事業の予算（特定公園施設の実施設計費、整備費、指定管理料及び特定公園施設建設・譲渡契約等）について、指宿市議会において否決された場合
- 2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を甲に請求することはできない。

(甲乙の合意による協定の解除等)

第57条 乙は、経営状況など、乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6ヶ月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙の協議により、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることができない。

3 本協定締結後、乙の責めによらない天災地変などの不可抗力により、公募対象公園施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するために過分の費用を要する等、本協定の履行が不可能となった場合、甲乙の協議・合意により、本協定を解除することが

できる。この場合において、甲は、既納の使用料の全部又は一部を乙に還付することができる。

(協定の解除等の公表)

第58条 甲は、第54条第3項に基づき本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第56条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の称号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

2 前項の場合において、第56条第1項第7号に該当するときは、その具体的な内容をあわせて公表するものとする。

第12章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第59条 乙は、認定有効期間が満了する日又は第4条第3項の規定により甲が乙に通知した期間の終了までに、公募対象公園施設部分及び乙の責めにより汚損若しくは破損した部分を原状回復の上、甲の立会いの下で甲に返還しなければならない。ただし、第36条第3項に基づく許可の更新があった場合は、この限りでない。

2 前項の規定に基づく原状回復にかかる費用は、乙が負担する。

3 乙が、第1項の規定に基づく原状回復を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。

(2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。

(3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、甲の承諾を得ること。

(4) 乙は、前項における甲の承諾を得た後、原状回復工事に着手することができる。ただし、甲が、事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合、甲に対し、設計内容の修正を求めることができる。

4 乙が、第1項の規定に基づく原状回復を行わない場合、甲は、代わりに原状回復を行い、乙に当該費用を請求することができる。

5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

第13章 契約保証

(公募対象公園施設等に係る契約保証)

第60条 乙は、公募対象公園施設及び利便増進施設に係る保証金として、第34条第5項に規定する設置許可の使用料の6か月分に相当する額を、公募対象公園施設の設置許可を得るまでに、甲が発行する納入通知書により、納付しなければならない。ただし、保証金に代わる担保となると市が認めた契約履行保証を付すときはこの限りではない。

2 甲は、第4条に基づく設置許可の期間が満了したとき、又は第56条若しくは第57条の規定により本協定が解除されたときは、乙による第59条に基づく公募対象公園施設の撤去等を確認後、保証金を乙に返還する。

3 甲は、前項の規定により保証金を返還する場合において、乙が甲に対して次の債務

を有するときは、甲は保証金を当該債務の弁済に充当し、返還すべき保証金の額からこれまでを差し引いた額を事業者に返還するものとする。

(1) 本協定から生じる乙の甲に対する未払使用料等の債務

(2) 事業期間が満了したとき又は本協定が解除、解約により終了したときにおいて、乙が第59条に基づく公募対象公園施設の原状回復を行わないため、甲が自ら公募対象公園施設の原状回復を行った場合の、当該撤去等又は原状復に要した一切の費用

(3) 前各号のほか、本協定上、乙が甲に対して負う一切の債務

4 乙は、前項の規定により、当該債務の弁済に充てる既納の保証金が当該債務の額に満たないときは、その不足額を甲に支払わなければならない。

5 保証金には利子を付さない。

6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第14章 補則

(届出義務)

第61条 乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

(1) 代表企業及び構成企業を変更した場合

(2) 代表企業及び構成企業の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号又は名称を変更した場合

(3) 代表企業及び構成企業が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生若しくは会社更生法手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(4) 代表企業及び構成企業が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(5) 代表企業及び構成企業が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盜難その他の事由により損害を被った場合

(6) 代表企業及び構成企業の所有する施設が、本事業の実施にあたり、滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第62条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は、日本国内法とする。

(補則)

第63条 本協定に既定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙の協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市
指宿市長 ●● ●●

乙 ●●●●●
代表企業
所在地 ●●●●●
商号又は名称 ●●●●●
代表者名 ●●●●●

(グループで応募の場合)

構成企業
所在地 ●●●●●
商号又は名称 ●●●●●
代表者名 ●●●●●

別表1 リスク分担表（Park-PFIに関する業務）

項目	内 容	市	認定計画提出者
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備及び管理運営に影響がある法令等の変更		協議事項
税制度の変更	消費税及び地方消費税の変更（特定公園施設に限る）	○	
	上記以外の税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う費用負担（特定公園施設に限る）	協議事項 ^{※1}	
	物価変動に伴う費用負担（上記以外のもの）		○
金利変動	金利変動に伴う費用負担		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期（特定公園施設）	協議事項	
	自然災害等による業務の変更、中止、延期（上記以外）		○
資金調達	必要な資金確保		○
申請コスト	各申請費用の負担		○
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
債務不履行	市の協定内容不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
	市及び認定計画提出者の責任によらない事案が発生した場合（事業を進める上で必要な条件が議会で議決されなかった場合等）	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事、維持補修、管理運営において第三者に損害を与えた場合		○
事業費の増大	市の責任による工事費・運営費の増大	○	
	市以外の要因による工事費・運営費の増大		○
利用者・周辺住民への対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情・トラブルへの対応		○
施設修繕費等	施設、機器等の損傷		○
性能リスク	市が要求する内容の不適合に関する事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備等又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備に関するもの		○
損害賠償	施設・機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
事業終了	公募対象公園施設、及び利便増進施設の撤去に伴う費用の負担		○

※1：協定締結時から客観的に見て著しい物価変動が発生した場合、協議を行うものとします。

別表2 リスク分担表（指定管理に関する業務）

項目	内 容	市	指定 管理者
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備及び管理運営に影響がある法令等の変更		協議事項
税制度の変更	指定管理料の支払に係る消費税及び地方消費税の変更	○	
	上記以外の税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う費用負担（特定公園施設に限る）		協議事項 ^{*1}
金利変動	金利変動に伴う費用負担		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期		協議事項
申請コスト	各申請費用の負担		○
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
債務不履行	市の協定内容不履行	○	
	指定管理者の責任による業務又は協定内容の不履行		○
第三者賠償	市に帰責自由があるもの	○	
	施設管理上の瑕疵によるもの		○
運営費の増大	市の責任による運営費の増大	○	
	市以外の要因による運営費の増大		○
利用者・周辺住民への対応	指定管理者の業務範囲に関する利用者からの苦情・トラブルへの対応		○
施設、設備、備品等の損傷	経年劣化によるもの又は第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		○ ^{*2}
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	市の指示による指定管理業務の中止、休業等に伴う運営リスク		協議事項
警備リスク	指定管理者の警備不備に関するもの		○
指定の取消し	指定管理者の帰責自由により指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの		○
事業終了	事業終了時の原状回復に係る経費		○

*1：協定締結時から客観的に見て著しい物価変動が発生した場合、協議を行うものとします。

*2：市管理エリアについては、施設、設備機器及び備品等の1件あたり50万円（税込）までの小規模修繕については、市と協議の上、指定管理料の範囲内で指定管理者が修繕します。1件あたり50万円（税込）を超える修繕は市の負担とします。国管理エリア（情報休憩施設及び国所管駐車場）については、国管理エリアの施設、設備機器及び備品等の1件あたり2万円（税込）までの小規模修繕については、市及び国と協議の上、指定管理料の範囲内で指定管理者が修繕します。1件あたり2万円（税込）を超える修繕は国の負担とします。